

令和3年度 税制改正要望

令和2年10月27日
公益社団法人 日本農業法人協会

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する税制上の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症対策として導入された「納税の猶予制度の特例」「中小企業経営強化税制の拡充」「消費税の課税選択の変更に係る特例」「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」の各種税制上の特例措置を延長すること。

【理由】

新型コロナウイルス感染症は我が国の社会・経済に多大な影響を与えており、かつ、現在でも、収束が見えない状況にある。については、農業者の事業意欲継続のために現在措置済みの税制上の特例措置の適用期限を延長する必要がある。

2 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長及び準備金の取崩し制度の見直し（法人税・所得税）

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の適用期限を延長すること。また、農業経営改善計画記載の資産のうち圧縮記帳の対象となる資産を「農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書」（別記様式第5号）において選択できる制度とし、それ以外の農業経営改善計画記載の資産を取得した場合の準備金の強制取崩しを廃止すること。

【理由】

農地集積による生産性向上が求められる土地利用型農業において、内部留保を促進し、計画的な農業機械・施設の更新を支援するため、農業経営基盤強化準備金制度の延長が不可欠である。

加えて、平成30年度税制改正によって準備金の強制取崩しが導入されたが、圧縮記帳の対象資産を自由に選択できなくなったことで計画的な更新を妨げる弊害が生じている。このため、農業経営基盤強化準備金制度を活用する資産を選択できる仕組みとするよう税制面の措置を講ずる必要がある。

3 農地等を譲渡した場合の特別控除制度等の新設（所得税・法人税）

高齢化・後継者不足による所有者不明農地・山林の新たな発生を防ぐため、農地・山林の寄附に関し、寄贈者に対してみなし譲渡所得課税が適用されず、受贈者に対して受贈益への課税が生じない仕組みを創設すること。

【理由】

農地や山林などの土地を公益法人等に寄附した場合は受贈者の受贈益への課税はないが、農地については寄附を受け入れる公益法人等が制度上存在せず、一方で農地所有適格法人に農地を寄附すると受贈者の受贈益に法人税等が課税される。また、山林につ

いては非営利型法人の一般社団法人など公益法人等で寄附を受け入れれば受贈益に課税されないが、みなし譲渡所得課税により寄贈者に譲渡所得税の負担が生ずる。

については、令和2年度税制改正で創設された「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」を拡充し、農振地域内の低未利用土地（農地・山林）の無償譲渡について、100万円の特別控除の対象にするとともに、農地については1,500万円の特別控除の対象となるよう農地中間管理機構に無償譲渡し、機構が当該農地を所有しつつ貸し付ける制度を創設するなど離農・離村によってやむを得ず第三者へ農地等を寄付（無償譲渡）する場合、寄贈者及び受贈者に負担が出ない仕組みを創設する必要がある。

加えて、仮に農地中間管理機構が受贈者となる仕組みを創設できないのであれば、特定農業法人など地域の農地の過半を集積する相手方として地域の地権者の合意を得た法人が農地の寄附を受けた場合、圧縮記帳によって受贈益への課税を繰り延べる税制を創設する必要がある。

4 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置（相続税・贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合、納税猶予を継続する措置を講ずること。

【理由】

機械の大型化等に伴い、作業の効率化を図るためには農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合、地域の税務署などの運用によっては納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に借地の場合は、転用により固定資産税が大幅に上昇することから、所有者の承諾を得ることができずに生産性の向上が阻害されているため、時代の変化に対応した農地利用の形態に即すような税制上の所要の措置が必要である。

5 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（法人税）

中山間地域等直接支払制度の集落協定に参加、又は多面的機能支払制度の活動組織となっている非営利型法人の一般社団法人が、畦畔の草刈りや水管理など農作業のために行う請負業については、法人税の収益事業から除外すること。

【理由】

大規模な農業経営体を育成するためには、畦畔の草刈りや水管理などの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきたが、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。近年は、日本型直接支払（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）や機構集積協力金（地域集積協力金）の創設を踏まえ、利用権設定をした地権者が参加して非営利型法人の一般社団法人を設立する例が増えてきており、担い手の農業法人から畦畔の草刈などの農地管理作業を有償で請け負って実施することにより耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積が促進されると期待されている。とくに消費税のインボイス制度の導入後は、非営利型法人の一般社団法人が適格請求書発行事業者となったうえで、担い手の農業法人から一括して農地管理作業を請け負う体制を作る必要がある。

しかしながら、現行税制（法人税法施行令第5条第1項第10号）においては、農作業

のために行う請負業も収益事業として課税されるため、収益事業を行わない非営利型法人の一般社団法人が農作業のために行う請負業を開始した場合、これまで不要だった法人税の申告義務が発生し、事務負担が増大することになる。一方で、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている特定法人が行う農作業のために行う請負業は収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない非営利型の一般社団法人などが同様の請負業を行う場合についても、収益事業から除外する必要がある。

6 中小企業経営強化税制の延長（法人税・所得税）、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（法人税・所得税）

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業等が機械等を取得した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除措置を延長すること（中小企業経営強化税制の延長）。

中小企業等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を延長すること（中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長）。

【理 由】

労働力不足は年々深刻化しており、農業生産の持続性を保つには先端技術等の導入により生産性の向上等を図っていく必要がある。償却費用の前倒し又は設備投資初年度の税負担軽減により資金繰りが緩和されることは更なる投資意欲向上に繋がるため、本制度のような設備投資を促進する税制上の措置の継続が必要である。

7 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地を取得した場合、所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限及び不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3相当額を控除）の適用期限を延長すること。

【理 由】

農業従事者の減少が進んでいる中、高齢化や後継者不在等で離農・廃業が見込まれる経営体の農地は、遊休農地の増加を防ぐためにも農業経営を継続する意欲ある農業者に集積するべきであり、農地の取得にあたり多額の資金が必要となる担い手の取得意欲を喚起するため、一定のインセンティブを与えることは有効な手段である。

8 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油取得税）

農業用機械等の動力源である軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の継続を行うこと。

【理 由】

担い手の高齢化や農業就業人口が減少する中で、農地の集積・集約化による経営規模の拡大が進み、大型機械の利用がさらに増えることが見込まれるため、農業者のコスト削減や省力化に資する措置を継続する必要がある。

9 相続税等納税猶予農地の収用交換等による譲渡にあたっての利子税の免除措置の延長（相続税・贈与税）

納税猶予を受けた農地が収用された場合の利子税の免除制度を延長すること。

【理 由】

農業者自らの選択ではなく、公共目的のために収用された場合に発生する納税猶予を受けていた農地の利子税の支払いを免除することは、農業経営を維持するには必要な措置である。

以上